

# 事務局説明資料



---

令和4年2月18日(金)

文化庁 文化経済・国際課

# 1. 第1回基盤・制度WGの議事概要（1月21日）

## （総論）

- そもそも我が国では様々な税制が用意されているが、既存の制度が全く使われていないことが問題。指定寄附金の制度など、使い手の工夫により、有意義に活用する余地のある制度はまだ多い。
- 国や自治体から補助金等を受けている団体にとっては、自己収益を上げることで、却って補助金等の受給金額が減らされるのではないかと、恐怖感があるように思われる。
- 寄附集めをすることができる専門的な人材を認定するような枠組も考えられるのではないかと。
- 文化施設側による寄附者に対するアフターケアが足りていない。寄附への社会的地位の向上、寄附をしないことが恥ずかしい文化ができるといい。
- 若くて稼いでいる経営者は寄附を惜しまない。好事例が多く出てくるような雰囲気作りが重要。
- 文化芸術側のビジネスリテラシーが低く、コラボレーションの実現を阻害している。

## （企業による寄附について）

- 企業版ふるさと納税は、事実上寄附額の9割の優遇を受けられるため、企業にとってのメリットが極めて大きい制度。この制度をいかに文化芸術領域において積極的に活用していくかを考えるべき。また、寄附そのもの以外にも、社会的なインセンティブなどの訴求なども検討すべき。
- 個人版ふるさと納税では、居住自治体に対する寄附も可能な制度に変わったはずであり、企業版ふるさと納税も同様に本拠自治体への寄附が可能になれば、案件形成がしやすくなるのではないかと。

- そもそも企業も自治体も本制度をよく知らないのでは、PR不足ではないか。また、案件形成に向けた動きができるアンバサダーやコーディネーターのような方々の活用を考えるべき。
- 自治体側の受け身の問題があるのであれば、具体的な案件を作りこみ、そのノウハウを横展開していくべき。

## （個人による寄附について）

- クラウドファンディングや投げ銭などを巡る税制は不明確な点もあり、今後の更なる検討課題として取りまとめていくべきではないかと。
- クラウドファンディングなどの個人からの少額寄附が増えてきたトレンドは重要で、今後必ず伸びていく。寄附する対象の具体性が高いほど、寄附が集まりやすいということがわかってきた。

## （現物の寄附について）

- 令和4年度税制改正大綱で、高額資産保持者に対して財産債務調書の提出を義務付けることになり、保有する美術品の時価評価の必要性が高まっている。個人保有の美術品は極めて豊富に存在するが、渡す先に困っているケースが聞かれるので、例えば寄贈品を一元的に一度受け取って、寄贈を受けることを希望する者に渡すことを仲介できるような「中継法人」のようなものが必要。
- 海外では当たり前の鑑定評価制度が、日本には全く存在しないので、我が国にも作るべき。コレクションを社会的に継承していく際に、遺贈・相続に係る多様な選択肢があり複雑なので、相談窓口が必要ではないかと。

## 2. 第1回WGの議論の補足①（ふるさと納税、財産債務調書）

- 個人版ふるさと納税では、居住自治体への寄附が可能（ただし、寄附者は返礼品を受け取ることができない）。一方で、企業版ふるさと納税では、本社所在自治体への寄附は対象とならないこととされている。
- 令和5年分より、所得水準に関わらず、10億円以上の資産保有者は、財産債務調書の提出が義務化される。

図1：「ふるさと納税」（個人版）について

### ■ ふるさと納税をする自治体はどうやって選ぶの？

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されました。

自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体にもふるさと納税を行うことができますので、それぞれの自治体がホームページ等で公開している、ふるさと納税に対する考え方や、集まった寄附金の使い道等を見た上で、応援したい自治体を選んでください。

特に寄附金の使い道については、ふるさと納税を行った本人が用途を選択できるようになっている自治体もあります。

### ※ふるさと納税指定制度について（2019年5月）

#### ① 制度趣旨に沿った募集の方法

- 一 地方団体による第一号寄附金〔都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金〕の募集として次に掲げる取組を行わないこと。
  - イ 特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うことを約して、当該特定の者に寄附者を紹介させる方法その他の不当な方法による募集
  - ロ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告
  - ハ 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供
  - ニ 当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供

（出所）総務省「ふるさと納税ポータルサイト」より

図2：企業版ふるさと納税の本社要件について

制度活用にあたっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。</li><li>● 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。 例：× 寄附の見返りとして補助金を受け取る。 × 有利な利率で貸付をしてもらう。</li><li>● <b>本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。</b> この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。 例：A県B市に本社が所在 ⇒ A県とB市への寄附は制度の対象外</li><li>● 次の都道府県、市区町村への寄附については、本制度の対象となりません。<ul style="list-style-type: none"><li>i. 地方交付税の不交付団体である都道府県</li><li>ii. 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制における地方活力向上地域以外の地域に存する市区町村* *首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯など</li></ul></li></ul>
(従来どおり)	

（出所）内閣官房・内閣府企業版ふるさと納税ポータルサイト「令和2年度税制改正のポイントチラシ」より

図3：令和4年度税制改正大綱（該当部分の抜粋：p.71）

- 3 財産債務調書制度等の見直し  
（国 税） 財産債務調書制度等について、次の見直しを行う。
- (1) 財産債務調書の提出義務者の見直し  
現行の財産債務調書の提出義務者のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者を提出義務者とする。  
（注）上記の改正は、令和5年分以後の財産債務調書について適用する。
- (2) 財産債務調書等の提出期限の見直し  
財産債務調書の提出期限について、その年の翌年の6月30日（現行：その年の翌年の3月15日）とする（国外財産調書についても同様とする。）。  
（注）上記の改正は、令和5年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用する。

※現行制度では、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産を保有する等の場合に、財産債務調書の提出義務が課される。

# 3. 第1回WGの議論の補足②（博物館法を巡る動き）

- 昨年12月に文化審議会博物館部会がとりまとめた「博物館法制度の今後の在り方について（答申）」では、これまで**地方公共団体や一般社団・財団法人等に限定されていた「博物館登録制度」の対象を、法人類型ではなく、博物館の活動やその公益性に着目する制度改正が提言**。現在、法改正に向けて検討中。
- 現行の枠組みでは登録された私立博物館等の一部に認められている**優遇措置等について、どのように整備するか検討する必要がある**。

図4：博物館法制度の今後の在り方について（答申）概要

図5：登録博物館に関する主な税制上の優遇措置（令和3年度）

## III 新しい博物館登録制度の方向性

### ●理念と目的

「底上げ」規模の大小に関わらず、要件を満たす**各地域の博物館を広く振興**し、その活動と経営を改善・向上

「盛り立て」予算措置を含む総合的な施策の推進により、**創意工夫や新たなチャレンジを支援**

➔ **博物館とその資料について、国民にとってより身近でより必要なものとして価値が向上し、その価値に対して更なる支援・投資がなされ、経営基盤が充実されていくという好循環の形成**

### ●制度の見直しの方向性

**設置主体** 現在、地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人等に限定されている設置者の**法人類型による限定を見直し、設置主体を拡大**。新たに対象となる民間の法人は一定の公益性を担保。

**審査基準** 現行の外形的基準に加えて、**博物館としての活動も考慮**。

**審査主体・プロセス** 引き続き**都道府県等の教育委員会が審査**。その際、**専門家の意見を聴取**。

### 継続的に活動と経営の改善・向上を図る仕組み

定期的な報告等による水準の維持・向上。新制度移行に当たって、**5年程度の移行措置期間**の中で再度審査。

### 博物館による他館や関係機関との連携の促進

- ・博物館同士が、資料や職員の交流をはじめとした連携を行うネットワークを形成することを促進。
- ・地域の関係機関との連携による社会的・地域的課題（まちづくり・観光・福祉等）等への対応を促進。

**新制度と連動した総合的な博物館振興策の推進** 予算や税制などインセンティブをできる限り拡大。

### ●その他の措置すべき事項と今後の課題

- ・国立の博物館を含む、**すべての博物館の振興のための枠組み等の制度整備**についても今後検討。
- ・**学芸員制度は中長期的な課題**として引き続き検討。学芸員補は進学率向上等を踏まえ一部見直し。
- ・**保存・修理等の館種に応じた様々な専門的職員の養成・資質向上**のための規定の整備、現職研修等の一層の充実。

等

### ○国税関係

博物館事業の実施主体に係る優遇措置	
博物館※において標本等として用いる物品を輸入し又は寄贈された場合の関税の免除	博物館等が、標本等として用いる物品を輸入した場合、又は当該物品を寄贈された場合には、関税は免除される。 ※ 国及び地方公共団体が設置する博物館は登録を受けているかどうかにかかわらず対象
博物館を支援する者に係る優遇措置	
博物館への贈与及び遺贈のみなし譲渡所得の非課税	個人が財産を公益社団・財団法人、特定一般法人その他の公益を目的とする事業を行う法人に贈与又は遺贈をする場合で、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた場合には、当該財産の贈与又は遺贈はなかつたものとみなされ、みなし譲渡所得課税の規定は適用されず、所得税は課税されない。
博物館※に寄託している登録美術品についての相続税の物納順位の特例	納付すべき相続税額を延納によっても納付することが困難な場合、美術品の美術館における公開の促進に関する法律に規定する登録美術品（相続時に既に登録を受けているものに限る。）を相続税の物納に充てることができる。その際、物納の優先順位が通常の動産については第三位であるが、当該美術品については、第一位に繰り上げられる。 ※ 博物館相当施設も対象
博物館※に寄託している特定美術品についての相続税の納税猶予及び免除の特例	文化財保護法に基づく保存活用計画を策定し、国の認定を受けて美術館等に寄託・公開された重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）については相続税の納税猶予の特例が認められている。 ※ 博物館相当施設も対象
博物館の事業に供するための土地取用に伴い土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	取用等に伴い、博物館を設置運営する法人に土地等を譲渡する場合には、譲渡所得の特別控除又は代替資産の取得に伴う特例の適用を受ける。

### ○地方税関係

博物館事業の実施主体に係る優遇措置	
博物館の事業に対する事業所税の非課税	博物館を設置する法人の博物館の事業に対する事業所税が非課税とされている。
博物館において直接その用に供する固定資産に対する固定資産税・都市計画税の非課税	博物館を設置する公益社団・財団法人及び宗教法人は、直接その用に供する固定資産に対する固定資産税・都市計画税が非課税とされている。
博物館において直接その用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の非課税	博物館を設置する公益社団・財団法人及び宗教法人は、直接その用に供する不動産の取得に対する不動産取得税が非課税とされている。
博物館の設置を主目的とする者に対する法人住民税の非課税	博物館の設置を主目的とする公益社団・財団法人は法人住民税が非課税とされている（収益事業を行う場合はこの限りでない）。

## 4. 第2回WGで議論すべき論点について

- 2021年3月のアート市場活性化WGのとりまとめにおいて、誰もがアートを購入しやすい環境づくりや、ナショナルコレクション形成の観点から、公的な鑑定評価の仕組みの導入の必要性を提起。
- 本制度の設計にあたっては、関係当事者の意見を聞きながら、専門的な議論を重ねる必要がある。  
まず、今年度のWGにおいては、制度の考え方や方向性を明らかにすることとしたい。

図6：アート市場活性化WGでのとりまとめ

### (3) 公的な鑑定評価の仕組みの導入

誰もがアートを購入しやすい環境を作るためには、**アートの価格が客観的に分かりにくいこと**、寄附や相続の際の価格根拠や算定の仕組みが不透明であるなどの課題を解決することが重要である。すでに多くのアート作品が国民の財産として流通しているが、「フローからストックへ」という世界的な潮流の中で、**アート作品の時価をどのように算定していくのか議論が必要な**タイミングにきている。

時価評価は会計の世界ではグローバルスタンダードである。不動産価格の評価においては、鑑定士制度が整備されているように、**公的な鑑定評価の仕組みを導入することにより、時価を評価する仕組みを作り、アート作品を国民の財産として可視化**することが、**公平で透明な市場形成につながると考えられる。**

また、アート市場活性化のためには、**より多くの事業者や買い手の参入が必要**である。透明性を高めると同時に、購入の後押しとなるような優遇措置等（予算、税制等）を拡充し、より多くの人々が参入しやすい環境を整えることが重要である。

(出所) 文化審議会文化政策部会アート市場活性化ワーキンググループ報告書（2021年3月）  
「アート市場活性化を通じた文化と経済の好循環による「文化芸術立国」の実現に向けて」より

図7：公的鑑定評価制度の検討にあたって明確にすべき点

### ① 公的鑑定評価制度の目的・必要性の明確化

### ② 具体的な制度設計の方向性

- － 国の関わり方はどのようにすべきか
- － 何を鑑定評価するか
- － 鑑定評価主体の要件をどうすべきか
- － 対象領域をどのように設定すべきか
- － 方法論の透明化をいかにして図るか
- － 担い手育成をどのように考えるか

### ③ 制度設計の今後の進め方

- － 法律や運用など制度設計をどうするか
- － スケジュールや今後の作業方針をどうするか

## 5. 美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業（平成29年度）での提言

- 平成29年度に実施した「我が国の現代美術の海外発信事業 美術品等の寄附税制等における調査研究事業報告書」において、**公的な鑑定評価制度の整備に係る提言**が明記された。

現在日本では、美術品の課税価格の算定は様々な団体・協会や民間企業が行っており、**統一基準が無い**ため、**申請者が依頼した機関によって、算定結果がばらついている**。

一方、今回調査を行った**複数の国では、美術品に係る鑑定士協会が存在しており、協会によって美術品の課税価格算定の基準が統一されている**。また、**適正に算定を行う人材を育成するための教育・研修プログラムが整備**されている。例えばアメリカでは、米国鑑定士協会が評価業務を行う上での水準を統一し、美術品分野の専門高等教育を修了した人材を対象に課税価格算定のための教育・研修プログラムを提供している。

そこで、日本においても、美術品の課税価格算定の仕組みを充実させるために、**美術品の価格算定機関の設立と基準の統一、及び、価格算定を行う人材の教育・研修プログラムの仕組みの構築**を提言する。

### （研究会での関係する議論）

- （海外では）市場価値は、企業価値評価と同様に、「市場価値が今後伸びるか」ということを将来まで見通し、価値算定をしていると思う。
- 文化庁の評価価格と市場での評価価格に差があると、所有者は、より高く評価される方を選択し、現状では高い価格で評価されることが多い市場流通が選択される。
- 美術品の価値の根底となるデータを揃え、芸術員が活用できるサイクルを整備することで、中長期的には美術品の適正な価格を保証するものとなる。
- 市場価格は時代の需給で変動するが、根底となる美術的価値の基盤作りに投資をすることは、成長戦略を考える上での一つの方策である。
- アメリカでは、美術品鑑定会社は収集家からの依頼によって、内国歳入省（IRS）に美術品の価格評価結果を公式に提出する。その際、他の比較対象となる美術品との差異を基に、価格評価結果を説明する。ただし、一度も類似の美術品がオークション等で売却された実績が無い場合、その美術品の歴史的重要性や価値を言語化し説明する。日本にはアメリカのような美術品鑑定組織がまだ未整備であり、機能していない。
- 美術品の価値算出をする際に、日本では相続を前提としており、相続税を低くするために、低い価格の評価結果が望まれる。一方海外では、寄附によって税額控除を受けることを前提としており、評価結果が望まれる。
- 国内の美術品に係る（一般社団法人）全国美術商連合会の協力のもと、日本や諸外国のオークション会社からも日本に残されている美術品（外国も含む）の売買価格の情報を集積した、評価・鑑定できる公益法人が必要である。
- 評価機関の過去の評価額と実際の市場での売買価格の相関性を確認していく必要がある。
- 複数の民間事業者から評価価格を提示してもらうことで、価格の妥当性を検証する。
- プライマリー市場はアーティストから美術商やアートフェア等を通じて作品を購入するため、贋作リスクは少ないものと思料する。セカンダリー市場で作品を購入する場合は、贋作リスクを考慮する必要がある。
- 価値は、基本的には経済的価値で示されるものであるが、その経済的価値は、作品の真正性ととも、芸術史的、歴史的、技術史的、地域的、文化史的、その他の多様な価値で構成されている（裏付けられている）と思う。その構成要素をまずは明らかにし、その上で、これまでの実績の評価額を基準標準価格のような形で提示し、必要に応じて更新していくことが必要である。
- 市場価格と卸売価格を峻別したうえで、市場価格による評価を採用する。
- 現代美術は社会における意味や市場的な価値の変化が流動的かつ激しい。そのため、作品価格の急激な上昇が、作品自体の意味や評価の動きに対して強い影響力を与えないようなシステムも必要であろう。
- 「比較対象品」を基に算定することを義務付けることも必要ではないか。
- 不動産の評価に欠かせないのが路線価格（空間的）だとすると、美術品には評価基準となる美術史（時間的）を確立する。

## 6. 税制ワーキンググループ（令和元年度、令和2年度）での議論

- 令和元年度・令和2年度に実施した税制ワーキンググループでも、**公的鑑定評価の必要性**について議論。

### 図8：税制ワーキンググループについて

#### （1）設置趣旨

「文化経済戦略（平成29年12月27日）」において掲げられた「文化経済活動が自律的・継続的に発展する好循環」（文化と経済の好循環）を実現するために設置された、文化・芸術界、経済界、関係省庁の3者が対話する場である「文産官連携会議」の下に、芸術文化の振興に資するための税制優遇措置の方策等を検討するため、「税制ワーキンググループ」を設置する。

#### （2）開催時期

2019年6月・8月、2020年8月・9月

#### （3）委員（令和2年度、敬称略）

池上健 明治大学会計専門職研究科専任教授、(一財)東美鑑定評価機構業務執行理事  
大谷省吾 東京国立近代美術館美術課長  
絹谷健二 三井住友フィナンシャルグループ・三井住友銀行デジタル戦略部上席推進役  
小松隼也 弁護士、三村小松山縣法律事務所  
光田由里 DIC川村記念美術館学芸グループマネージャー  
◎森信茂樹 公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹  
山内真理 公認会計士、税理士、公認会計士山内真理事務所代表  
山口栄一 一般社団法人アートパワーズジャパン代表理事、公益社団法人経済同友会アートとスポーツの産業化委員会委員長  
山本豊津 株式会社東京画廊代表取締役社長  
濱崎礼二 宮城県美術館副館長兼学芸部

### 図9：税制WGでの議論（関係する部分を抜粋）

#### <2019年6月 税制ワーキンググループ>

- **精通者価格の「精通者」が誰かわからない。** 精通者ライセンス的な制度が必用。
- 美術館の価格評価においても一人が決めていることはないが、**価格の決め方の透明性は必要**だと思う。
- 国税当局も、相続や譲渡などの場面に応じて精通者が価格を高め／低めにできることは望ましくないと思うだろう。

#### <2020年9月 税制ワーキンググループ>

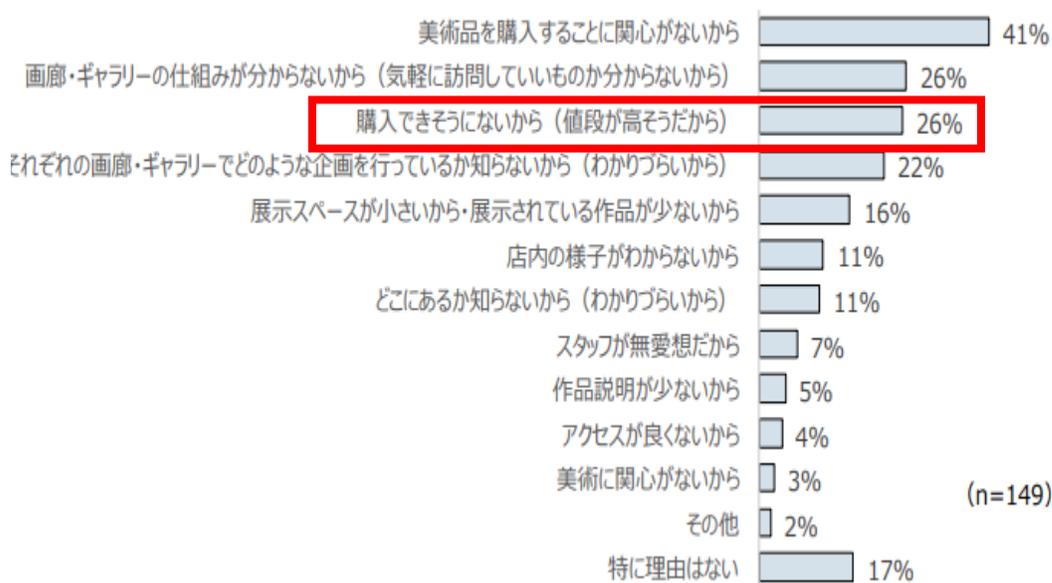
- 公的鑑定評価制度については、**民間の機能強化**という方向で検討すべき。
- **はっきりとした価格はオークションで示されている価格。** ただ、適正価格とは言えない場合もあり、また、分野も色々あるので、**幅を持った算定を考慮する必要**があるのではないか。
- 美術品の**時価評価**をベースとした資産財として位置付けを確立していくことが重要である。
- 現行の評価制度は、税制度との関係でゆがみが存在するので、**適正価格を如何に担保するかが重要。**
- 国宝・重要文化財は輸出ができないので、売買できる市場が日本国内しかなく、その結果、価格が低くなってしまっている。**我が国の文化財の価値をどうやって高めていくか、という観点で考え直す必要。**
- **現存作家の作品については、評価が一定しないことが課題。** 長い年月を経て価値評価が安定した美術品とは**取扱いが異なるのではないか。**

## 7. アート市場活性化における公的な鑑定評価制度の意義

- 新たなアート作品の購入者の層を広げることが重要であるが、潜在的な購入層と考えられる「国際経験豊かなビジネスパーソン」にとって、価格に関する懸念は高い割合を占め、価格の透明性向上が必要。
- また、我が国に膨大に蓄積されている美術品の「ストック」を把握し、その活用によって更なる付加価値を生み出していくためには、美術品のストック価値を適正に評価し、可視化する取組が必要不可欠。

図10：国際経験豊かなビジネスパーソン（※）の美術品非購入理由について

図表・32 国際経験豊かなビジネスパーソンの美術品非購入理由



出所）「日本のアート産業に関する市場調査 2018」（一社）アート東京・（一社）芸術と創造

図11：未来投資会議 構造改革徹底推進会合（平成31年2月）御立副会長提出資料

### 2. すでにわが国に存在する「ストック」の活用

- 7兆円近い世界のアート市場は、その大部分を米国、中国、英国が占め、わが国は2400億円程度に過ぎないという指摘がなされている。しかしながら、これは「フロー」かつ「市場がある場」を示しているものであるに過ぎない
- 美術分野についていえば、縄文時代以降、高い美術的価値を持つ作品が、膨大な量、制作され、多くのものが国内にストックとして存在している。この徹底的な活用が、これからのわが国の文化戦略にとって、もっとも重要なファーストステップとなりえる
- そのためには、下記の3点が必要となる
  - ストックの見える化（公的・私的美術館、企業、家計等、どこに何がどれだけあるかのデータベース化）
  - ストック価値の適正な評価を可能とする仕組み作り
  - ストックの流動を促す政策
- この観点から、この3点について、外部性をも考慮した形で政策立案・実行を行っていく必要がある。特にその第一歩として、「見える化」の具体策を早急に立案していくことが喫緊の課題であるとする

## 8. 諸外国の公的鑑定評価制度について

- 諸外国では整備されている公的な鑑定評価制度について、我が国ではそうした制度は存在しない。
- 諸外国の制度をみると、①（文化的価値の判断ではなく）価格の評価を行うことを目的としていること、②課税価格の算定根拠として活用していること、これらの特徴において共通している。
- 我が国では、「歴史上、芸術上、学術上価値の高い有形の文化的所産」としての有形文化財については、別の体系が整備されており、今回目指すべき鑑定評価制度はあくまで「価格評価」を目的とすべきではないか。

図 1 2 : 諸外国の公的鑑定評価制度について

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	オランダ	シンガポール	韓国
課税価格算定機関	—	米国美術鑑定士協会、 米国鑑定士協会	行政機関の評価パネル（学芸員・アートディーラー等の有識者にて構成）	競売吏（国家資格） ※鑑定人は競売吏の支援業務に従事	動産鑑定人、仲介人、 競売人連盟	政府や美術館推奨の 指名した民間企業	韓国美術品鑑定協会
課税価格算定方法	申請者が選んだ美術品の鑑定人が選定	私有財産の価格評価を行う業界基準（米国統一鑑定基準）に基づき価格算定	審査パネルの協議によって算定	作品の真贋、競売落札額、国際的美術品データベース、作品の状態、需要等の要素に基づいて最終的に決定	非開示	政府や美術館推奨の鑑定企業リストを基に、美術館が指名し、国家遺産局が承認する機関企業が実施、算定方法は各民間企業の方法に準ずる	韓国美術市場価格指数、美術作品価格指数の2つの算定基準から選択して算定（寄附の場合には、各美術館の内部規定に応じて、美術館鑑定評価委員会が算定）
課税価格を算定する人材の教育・研修	—	鑑定士としての資格を得るために必要な鑑定研究プログラムを提供	—	試験合格者は、競売会社における2年間の研修及び350時間の理論カリキュラムの受講が必要	専門分野別の教育・研修カリキュラムを整備、5年ごとに会員資格を更新	—	協会による教育・研修の実施には至っていない

# 9. 不動産の鑑定評価制度について

- 我が国の不動産については、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）及び不動産鑑定評価基準（国交次官通知）が存在。地価高騰や証券化・国際課の進展などを背景に改正されてきた。
- 本制度の活用場面としては、公的主体からの依頼（課税価格算定、補償等）のみならず、**民間主体からの依頼による売買価格算定**などにも活用できるものとなっている。

図 1 3 : 不動産の鑑定評価制度の概要

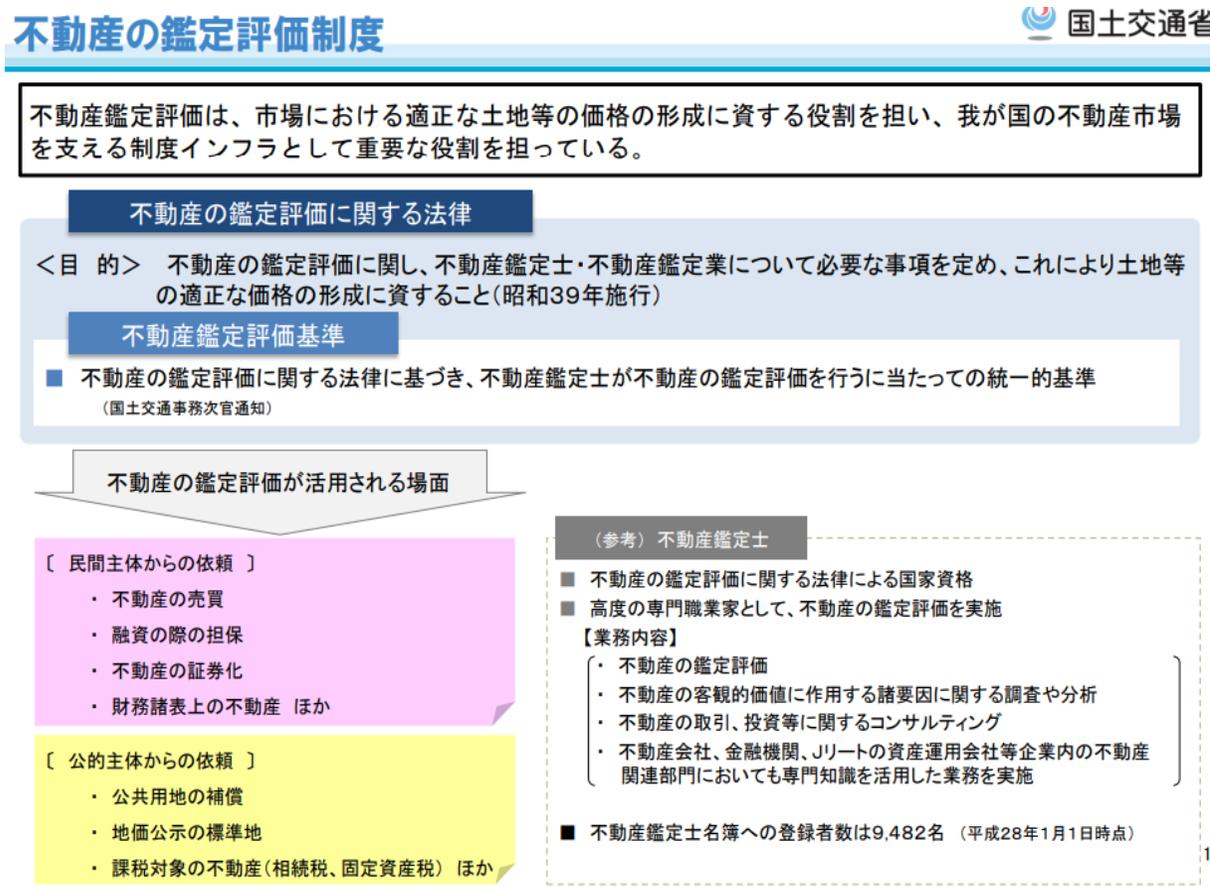


図 1 4 : 不動産の鑑定評価制度の変遷

- 1963年「不動産の鑑定評価に関する法律」の制定（翌年施行）
  - －昭和30年代の地価高騰を背景に、専門職業家による公正妥当な不動産の鑑定評価の普及により合理的な地価の形成を可能にする必要があった。
- 1969年「不動産鑑定評価基準」策定（従前の3基準を統合）  
「地価公示法」の制定（翌年から地価公示を開始）
- 1989年「土地基本法」の制定
  - －1980年後半からの地価高騰を背景に、公的土地評価の均衡化・適正化が図られる。
- 1990年「不動産鑑定評価基準」の全部改正
  - －土地の基本理念導入、運用上の留意事項の策定、取引事例比較法等の適格な運用明記(投機的事例の排除)など。
- 2002年「不動産鑑定評価基準」の改正
  - －不動産証券化の進展に伴う各種記載内容の充実化
- 2004年「不動産の鑑定評価に関する法律」の改正
  - －不動産鑑定士による隣接・周辺業務を位置づけるなど
- 2007年「不動産鑑定評価基準」の改正
  - －証券化対象不動産の価格に関する項目を追加
- 2008年、2009年 海外不動産や価格等評価に関するガイドライン策定
- 2014年「不動産鑑定評価基準」の改正
  - －国際評価基準との整合性向上等

# 10. (参考) 不動産鑑定法の構成及び不動産鑑定評価基準について

昭和三十八年法律第百五十二号

## 不動産の鑑定評価に関する法律

目次

[第一章 総則 \(第一条・第二条\)](#)

[第二章 不動産鑑定士](#)

[第一節 総則 \(第三条—第七条\)](#)

[第二節 不動産鑑定士試験 \(第八条—第十四条\)](#)

[第三節 実務修習 \(第十四条の二—第十四条の二三\)](#)

[第四節 登録 \(第十五条—第二十一条\)](#)

[第三章 不動産鑑定業](#)

[第一節 登録 \(第二十二条—第三十四条\)](#)

[第二節 業務 \(第三十五条—第三十九条\)](#)

[第四章 監督 \(第四十条—第四十六条\)](#)

[第五章 雑則 \(第四十七条—第五十四条\)](#)

[第六章 罰則 \(第五十五条—第六十条\)](#)

[附則](#)

## 不動産鑑定評価基準等の関係性

### 不動産鑑定評価基準

- 不動産鑑定士が不動産の鑑定評価を行うに当たっての統一的基準
- 不動産鑑定士が価格等調査を行う場合には、不動産鑑定評価基準に則ることが原則
- 昭和39年に最初の不動産鑑定評価基準が策定される

事務次官通知 昭和44年、平成2年、平成14年、平成19年、平成21年、平成26年に改正

### 財務諸表のための価格調査の実施に関する基本的考え方

- ・ 企業会計基準に定める固定資産の減損や棚卸資産の評価等に関し、価格調査を行う場合の調査手法の峻別や手順等を定めたもの

地価調査課長通知 平成21年策定、平成26年改正

### 証券化対象不動産の継続評価の実施に関する留意点

- ・ 過去に鑑定評価が行われた証券化対象不動産を対象に、継続的な価格調査を行う場合の調査手順等を定めたもの

地価調査課長通知 平成21年策定、平成26年改正

### 既存戸建住宅の評価に関する留意点

- ・ 既存戸建住宅を対象として、不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価を行う場合に、実務上留意すべき内容を定めたもの

地価調査課長通知 平成27年策定

### 価格等調査ガイドライン

- 不動産鑑定士が行う価格等調査(不動産鑑定評価基準に則って行われるものを含む)全般に係るルール
- 実施する価格等調査が、内部検討目的等のための簡便な評価か、不動産鑑定評価基準に則った評価か、を明確にし、その上で目的に応じた評価が行えるよう手順等を定めたもの
- 予定した範囲を越える「成果報告書」の利用による混乱防止のため、以下の2点について規定している
  - ①業務の目的と範囲等の確定
  - ②業務の目的と範囲等に関する成果報告書への記載事項

事務次官通知 平成21年策定  
平成26年改正

### 海外投資不動産鑑定評価ガイドライン

事務次官通知 平成20年策定

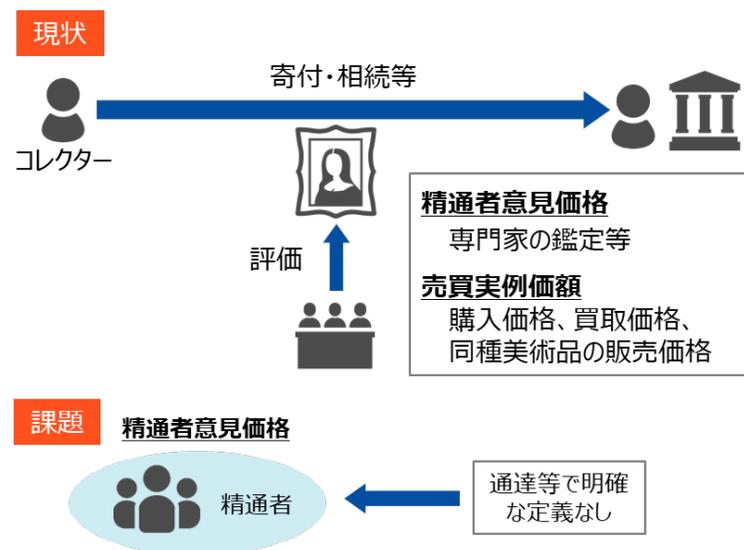
- 海外投資不動産(J-REIT等に組み入れる海外の不動産)についての不動産鑑定士による鑑定評価の標準的手法を示すもの<sup>2</sup>

(出所) 第1回不動産鑑定評価制度懇談会「参考資料 不動産鑑定評価の概要」より(平成28年8月29日)

# 1 1. 現在の美術品の価格評価の実態について

- 美術品を現物寄贈する際の時価評価にあたっては、相続税で用いられている「財産評価通達」が参照される。あるいは、差押財産等の公売時には、「公売財産評価事務提要」が参照される。これらに規定されている「精通者意見価格」について、価格算定根拠が不透明で、恣意的な評価が行われやすいとの指摘もある。
- 価格評価の対象について、市場価格については自由な取引を担保する観点から慎重である必要があるが、公的な価格については、統一的な基準や算出根拠の透明化など、当面取り組むべき課題が存在する。

図 1 5 : 美術品鑑定評価の実態



## 美術品鑑定評価の現状に対する指摘

美術品の評価については、個人、または私的な機関が独自の判断で実施することが多く、統一的な基準がない。結果として、評価の依頼主の事情に応じて恣意的な評価が行われ、その結果が課税や保険付保等に用いられる恐れがある。(文化庁「平成29年度 我が国の現代美術の海外発信事業 報告書」)

図 1 6 : 関連する国税庁通知

## 国税庁「法令解釈通達」

135 書画骨とう品の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 書画骨とう品で書画骨とう品の販売業者が有するものの価額は、133「たな卸商品等の評価」の定めによって評価する。
- (2) (1)に掲げる書画骨とう品以外の書画骨とう品の価額は、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価する。

## 国税庁「公売財産評価事務提要 第5章第3節 美術品等の評価」(事務運営指針)

美術品、宝石、ブランド品、その他これに類する動産について、その真贋鑑定を行い、鑑定書又はそれに類する証明書等を付すことでその価値が高まると認められる場合は、鑑定人等に鑑定を依頼するものとし、また、見積価額が比較的 low 額と認められる財産で、適当な取引事例があり評価可能と認められるときは、精通者意見等を参考にするなど、合理的かつ簡易な方法で評価して差し支えない。

なお、美術品等の評価にあたっては、その種別、作者別、年代別等による市場価格又は類似品の取引における価格を参考として評価すること。

(注) 書画、骨とう等の評価については、当該書画、骨とう等が有名品であっても、それらに箱書、奥書、鑑定書等がある場合とない場合、更に鑑定者の有名、無名等によって、その価格に相当の開差があることに留意する。

## 1 2. 公的鑑定評価制度の目的・必要性・制度設計の方向性について

- ここまでの論点を踏まえ、公的鑑定評価制度の基本的な考え方について、以下のように考えてはどうか。

### 美術品の公的鑑定評価制度の基本的な考え方について①

(1) 美術品の公的な鑑定評価制度については、アート市場活性化WGのとりまとめで示したように、アートの価格の算定根拠等が分かりにくいために**新たな購入者が増えないという課題**や、信頼性の高い時価評価の確立による**アート作品の「ナショナルアセット」の可視化の必要性**などに端を発しているものである。したがって、本制度は、**我が国アート市場の活性化を目的とした、公平で透明なアート市場の形成を支えるインフラ**として位置づけるべきである。なお、国が個々の美術品について真贋鑑定を行ったり、また文化財保護法等で既に行われている「歴史上、芸術上、学術上価値」の評価をする制度ではなく、**価格評価に関する制度**として検討する。

(2) 制度が対象とする価格について、例えば我が国の不動産の鑑定評価制度では、課税価格のみならず市場価格に関する基準としても活用可能なものとして設計されている。しかし、美術品の市場取引価格については、相対取引やオークションなどの価格決定プロセス、作家の存否、国際市場の動向等により変動が激しいことを踏まえると、安易なメルクマールを設定することで我が国市場の活性化を阻害するおそれがあり、慎重な検討が必要。そこで、まずは**精通者意見価格等の公的な目的で用いられる価格算定方法の信頼性向上**から取り組む。

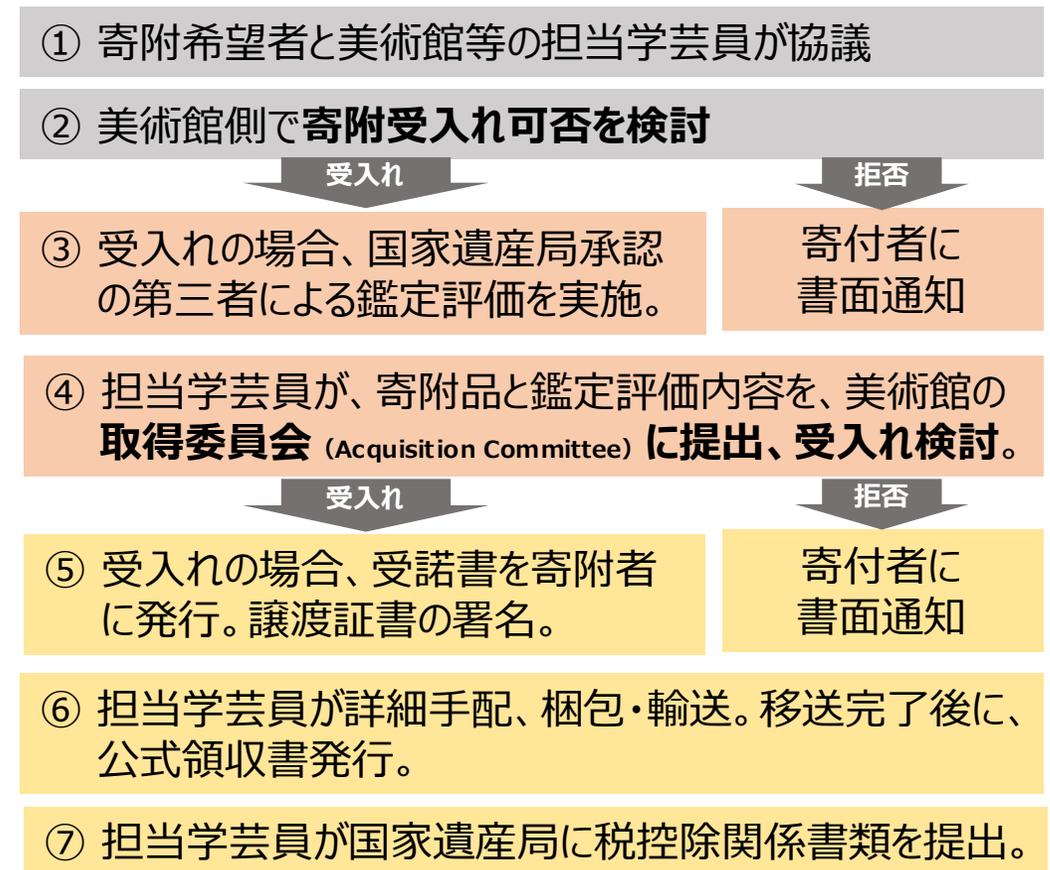
# 1 3. 諸外国の公的鑑定評価制度における鑑定主体について

- 諸外国の鑑定評価制度について、特に鑑定評価を行う主体という観点から分類すると、①政府が直接価格評価を行う枠組みを持っているケース（イギリス）、②具体的に鑑定評価を実施する機関を指定しているケース（米国、フランス、オランダ、韓国）、③民間機関が行う鑑定評価制度を政府として認定しているケース（シンガポール型）に分けられる。
- 我が国においては、既に多くの鑑定評価事業者が存在していることから、①②は民業圧迫となる可能性が高く、**鑑定評価の公平性・透明性の高い機関を認定する観点から、③のような制度設計が適している**と考えられるのではないかと。

図 1 7 : 諸外国の公的鑑定評価制度の特徴・分類

	公的鑑定評価機関の有無	鑑定主体	算定方法	人材育成
日本	×	× ※民間主体が自由に実施	—	—
シンガポール	○	政府が認定した民間団体	鑑定主体に委任	—
アメリカ	○	特定の鑑定士協会	協会GL	評価者の育成・研修
フランス	○	特定の鑑定士協会	協会GL	評価者の育成・研修
オランダ	○	特定の鑑定士協会	協会GL	評価者の育成・研修
韓国	○	特定の鑑定士協会	協会GL	—
イギリス	○	行政機関の審査委員会	委員会による協議	—

図 1 8 : シンガポールにおける鑑定評価制度の概要



(出所) 平成29年調査報告書

# 1 4. 公的鑑定評価制度における鑑定主体の要件について

- シンガポールの鑑定評価制度では、認定主体の公益性・公平性に関する規定は設けられておらず、主として**民間の営利団体**が行っている。また、不動産の鑑定評価制度でも、評価機関の登録に際しては、「不動産鑑定士の設置」を確認するのみであり、主として民間の営利団体が登録されている。
- 今般、美術品の制度設計にあたっては、**価格の鑑定評価に関する信頼性向上**が目的。したがって、当面は認定機関に**一定の公益性・公平性を外形的に／質的に担保することが必要**と考えられるのではないか。

図 1 9 : シンガポール政府が認定する鑑定士 (一部)

図表 8-e 国家遺産局推奨鑑定士リスト 293

	鑑定士	専門分野
1	Christie's International Singapore	General
2	Sotheby's Singapore	General
3	Hugh Bett/ Maggs Bros Rare Books	Rare antiquarian books, papers, maps, archival materials
4	Antiques of the Orient	Singapore & Southeast Asian rare antiquarian books, prints/ engravings, photographs and postcards from Straits Settlements period to post-independent period
5	Kensoon Asiatic Art	Chinese/ Southeast Asian ceramics & artefacts
6	SooBin Art International	Chinese/ Southeast Asian contemporary visual arts
7	Tzen Gallery (Mr Tan Teo Kwang)	19th Century Chinese visual art/ contemporary Southeast Asian visual arts
8	Silver Rue Art Consulting LLP (Ms Lindy Poh)	Singapore/ Southeast Asian visual art
9	Sapere Art Management & Consultancy (Ms Joanna Lee)	Singapore/ Southeast Asian visual art
10	Mr Ng Ah Choon	Peranakan art and artefacts (including porcelain, beadwork, furniture, silver, kitchen items and textiles)
11	Ms Cecilia Ong	Peranakan art and Southeast Asian visual arts
12	Spink (Asia) Pte Ltd Singapore	Philately (stamps and postcards). Covers, philatelic materials
13	James Song Philatelics	Postcards

図 2 0 : 不動産鑑定評価機関の登録について

- 不動産鑑定評価の場合、不動産鑑定業者は
  - ①不動産鑑定士の設置 (第35条)
  - ②不動産鑑定士による鑑定評価実施 (第36条)
  - ③秘密保持義務 (第38条)
  - ④鑑定評価書の交付 (第39条)
 などの業務規定があるのみであり、登録時に確認する要件は①のみとなっている。
- なお、不動産鑑定業とみなされる基準は以下。

.....

### Q4 不動産鑑定業とは何ですか。

A 不動産の鑑定評価業務を、①他人の求めに応じて (常に依頼に応じ得る態勢)、②報酬を得て (鑑定評価技術の対価が含まれていれば、名目を問わずすべて報酬)、③業として (反復継続的で社会通念上事業の遂行と認められる状態) 行うかどうかによります。

なお、内部利用に限った担保評価のための鑑定評価の業務を行う場合は、不動産鑑定業者の登録を要しません。

.....

## 1 5. 公的鑑定評価制度の鑑定主体の鑑定方法について

- 一般的に、美術品の価格鑑定評価の方法論は、**領域に応じて様々な手法論が存在する**と考えられる。現に、シンガポールの制度では、認定機関それぞれについて、「**鑑定可能な領域**」が**明記**されている。
- 様々な種類の美術品について、鑑定評価方法を画一的に決めることは困難。認定する主体の専門性に応じて、**鑑定評価主体が扱うことができる領域を特定する枠組みとするべき**ではないか。

図 2 1 : 美術品の鑑定評価の流れの一例  
(日本税理士協同組合連合会の事業)

- **日本税理士協同組合連合会**が美術品の相続評価に関するサービスを提供している。
  - － 評価対象物件：  
絵画（洋画・日本画）、版画、掛軸、書画、屏風、茶道具、日本陶磁器、西洋陶磁器、東洋陶磁器、ガラス製品、彫刻、工芸品、宝飾品、宝飾時計、オールドヴァイオリン、アンティーク楽器、アンティーク家具、高級家具、ヴィンテージワイン、絨毯、着物、骨董品、現代美術ほか
  - － 評価方法：**現場確認** もしくは **書面確認**
  - － 評価業務の流れ（所要は**約 1 0 日間**）  
電話打合せ → 物件確認 → 評価作業 → 評価書発行
  - － 対応エリア：**日本全国**
  - － 評価費用：**書面確認は34,500円（税別）～、現物確認(立会) は見積もり。**

# 1 6 . 公的鑑定評価制度における鑑定評価の方法論について

- 美術品は動産。「公売財産評価事務提要」において、評価方法の一般的な原則が示されている。
- 「取引事例比較法」などの手法が取れるよう、鑑定評価主体は、**同種同等の財産の過去の取引価格やマーケットデータを把握できる**ことが必要。また、過去の取引価格等を参照できない場合、精通者価格等の方法によるとしても、例えば**複数者を鑑定評価プロセスに関与させるなど、透明性を高める工夫が必要**。

## 図 2 2 : 動産評価の一般則について

一般動産の評価は、

- ① 原則として当該動産の適正な市場価格（いわゆる相場）がある場合には、それを**対象取引事例価格**とし、
- ② 適正な市場価格がない場合には、見積価額の決定時点又はその最近時の同場所における同種同等の財産の取引事例を収集して**取引事例比較法**により評価する。
- ③ ただし、これにより評価を行うことが困難な場合には、**原価法**により評価することとし、この場合の減価償却は、原則として定率法による。  
なお、見積価額が比較的低額と認められる財産については、**精通者意見を参考に**するなど、合理的かつ簡易な方法で評価して差し支えない。

（出所）国税庁「公売財産評価事務提要」より

## 図 2 3 : 美術品の価格に関する資料

### ①オークション価格（落札価格）

- －オークションハウスが公開している落札結果（Sotheby's、Christie's、SBIアートオークションなど）
- －専門誌（月刊美術、日経アート）
- －記録集（「東京美術倶楽部百年史」、「東京美術市場史」、海外サイト等）
- －オークションカタログ（落札予想価格）
- ※「売立目録」（戦前期の売立会の記録で、東京文化財研究所などが所蔵。入札・落札価格の記載なし。）

### ②評価額（年鑑の基準に基づいて算出、取引価格とは異なる）

- －美術年鑑
- －美術名典
- －美術市場（現代作家の日本画・洋画のみ）
- －美術家名鑑
- －書画家番付（明治～昭和戦前期）

（出所）国立国会図書館 リサーチ・ナビ 「美術品の価格を調べる」より

# 17. 鑑定評価を行う人材育成について

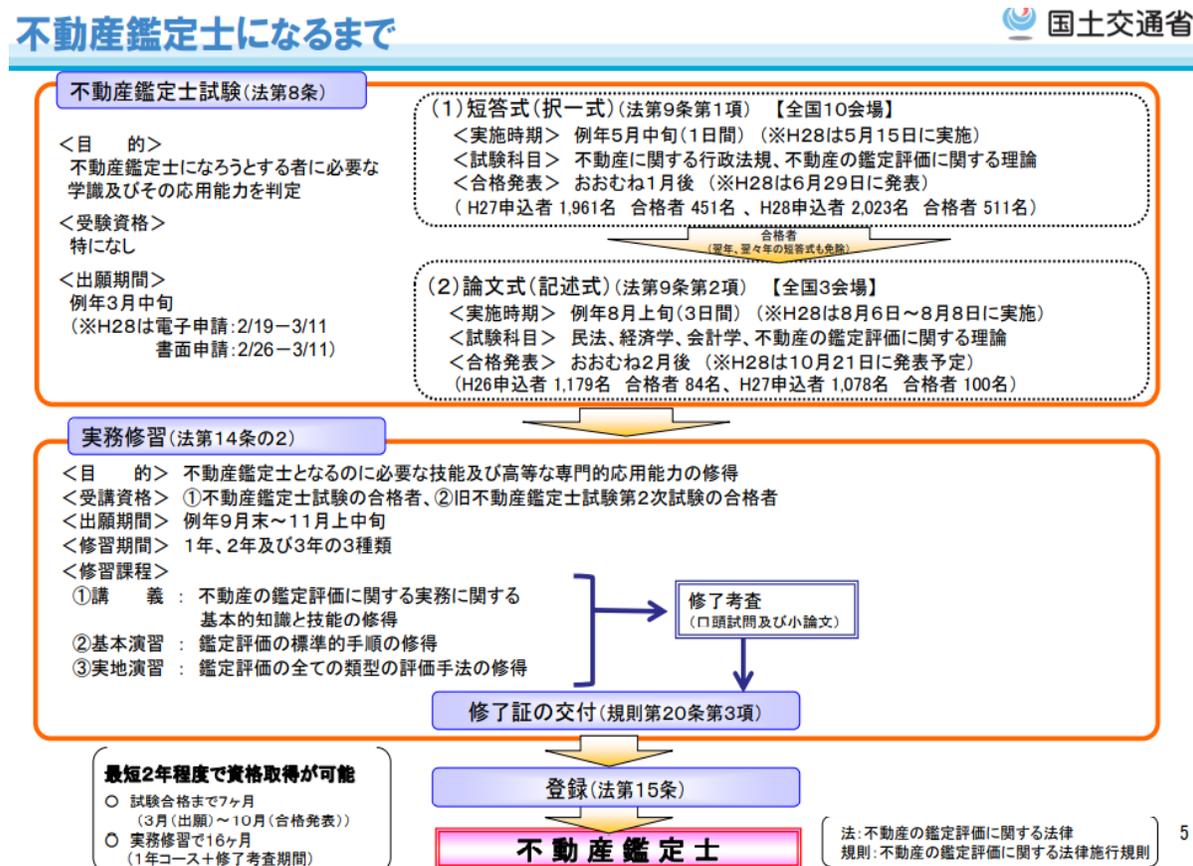
- 諸外国の制度及び不動産鑑定士制度では、「鑑定士」が設置され、鑑定士になるために必要な試験が存在し、研修プログラム等も公的に提供されている。こうした取組が、信頼性の高い鑑定評価制度を支えている。
- 我が国では、**既に鑑定実務が現に行われ、領域範囲も多様**である中で、**当面は各機関による自主的な人材育成の取組を奨励しつつ、将来的な課題として「鑑定人制度」の整備に関する検討を進めるべきではないか。**

図 2 4 : 諸外国や不動産鑑定制度における人材育成制度

人材育成の取組	
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国美術鑑定士協会が、「鑑定士」としての資格を得るために必要な包括的な鑑定研究プログラム (CASP) を提供。プログラムの構成として、例えば、鑑定士としての情報収集方法、美術品の評価、鑑定書の作成、鑑定の実践などの講義が含まれる。</li> <li>・認定鑑定士同士の交流を深めるためカンファレンスの開催なども開催。</li> </ul>
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競売吏は国家資格。事前研修資格 (美術史・法学の学士号取得、もしくは競売会社の実務経験) を取得する必要がある。事前研修資格取得のための試験の合格者は、大卒の場合、競売会社における2年間の研修及び350時間の理論カリキュラム受講のうえで研修修了証明書が交付される (就業中の場合、職能証明書交付)。</li> <li>・この後、司法試験を合格した者には、司法競売吏資格が与えられる。</li> <li>・鑑定士に資格はないが、美術学校等の卒業生が多く、それぞれ専門分野を持つ。競売吏事務所、骨董商、美術商、税関、裁判所等で就業</li> </ul>
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定動産鑑定人・仲介人・競売人連盟は、主要オークションハウスのマネージャーが主要メンバーであり、登録者は5年ごとに会員資格を更新。</li> <li>・認定動産鑑定人・仲介人・競売人連盟は、認証制度の開発と「専門能力証明書」の発行を行っている。</li> </ul>

(出所) 平成29年調査報告書

図 2 5 : 不動産鑑定人制度



(出所) 第1回不動産鑑定評価制度懇談会「参考資料 不動産鑑定評価の概要」より (平成28年8月29日)

## 1 8 . 公的鑑定評価制度の主体・方法論・その他の論点について

■ ここまでの論点を踏まえ、公的鑑定評価制度の制度設計の基本的な設計について、以下のように考えてはどうか。

### 美術品の公的鑑定評価制度の基本的な考え方について②

(3) 諸外国では整備されている公的な鑑定評価制度について、**我が国では全く整備がなされていない状況**にある。諸外国の制度をみると、政府が直接評価を実施する方法（英国）や、鑑定評価機関を限定的に指定する方法（米国、フランス、オランダ、韓国）も存在するが、**既に我が国において多様な領域で様々な鑑定評価実務が行われていることを鑑みると、シンガポールで採用されている民間事業者の認定制度型が適切である。**

(4) 認定制度型とする場合、認定機関については、例えば以下のような要件を付してはどうか。

- ①**公益性**：公的な目的に活用できる信頼性の高い価格評価を担保するため、鑑定評価主体の公益性について**公益法人認定法に基づく公益法人を対象**とする（実態的な要件も要検討か）。
- ②**対象領域**：認定機関ごとに**美術品の対象領域を限定**する。
- ③**方法論**：動産の基本原則を踏まえた一般的な方法論を整理した上で、鑑定評価を行う体制や具体的な鑑定評価者の開示など、**対外的に鑑定評価のプロセスの透明化・公表**を求める。
- ④**データ参照**：過去の取引データ等の**価格情報にアクセスできる環境**が既にある（確保される予定である）。
- ⑤**人材育成**：認定機関による**自主的な人材育成の取組**が行われている（鑑定人制度の整備を念頭に）。

# 19. 今後の進め方

- 本WGにおいて、鑑定評価制度に係る大まかな方向性を整理しつつ、**令和4年度に作業部会を設置して、より具体的な制度設計に向けた議論**を開始。まずは、当面は「**近現代美術領域**」を念頭に、**法整備を伴わない範囲内での認定制度運用**を、**令和5年度以降の措置**を目指して、議論を進める。
- 今後、法整備を念頭に置きつつ、**対象領域拡大**や**鑑定人制度**、**税制インセンティブ**等に係る更なる検討については、作業部会でも整理を進めつつ、**実態に合わせて中長期的に整備に向けた検討**を進める。

図26：今後の進め方イメージ

